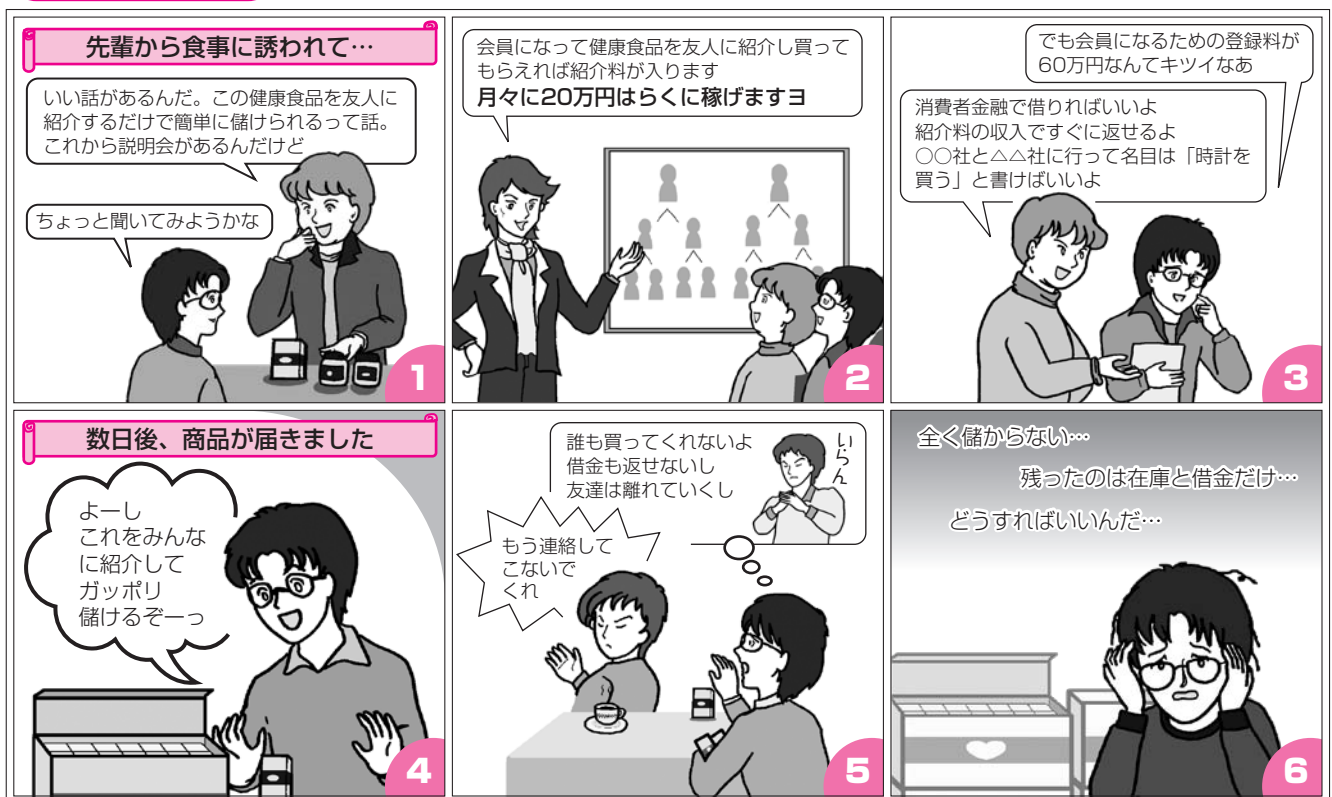


◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇ <http://www.wcac.jp/>

身近に悩んでいる人はいませんか？

マルチ商法の例 「簡単に儲かる」と誘われて・・・



イラスト：鈴木薫

- 健康器具、サプリメント、化粧品、学習教材、投資事業、DVDなど扱うものは様々です。
- 10代から高齢者まで幅広い層で勧誘がみられます。

対応策など詳しい説明は次のページへ

身近な人の様子に不振な点はありませんか？

誰でも簡単に稼げる

儲かる投資話がある

紹介料がたくさん入る

こんな言葉を聞いたり、友人の信頼を失い落ち込んでいる人がいたりすれば相談にのり、困ったら早めに消費生活センターにご相談を！

気を付けよう!

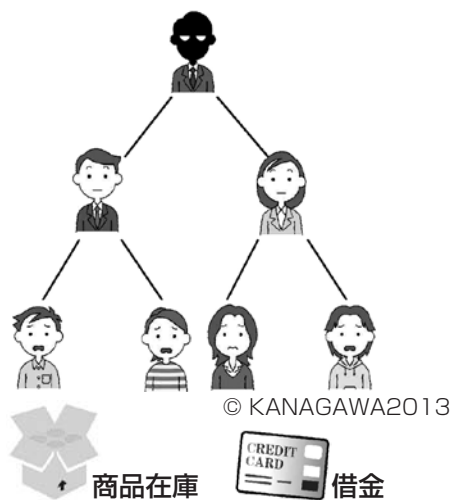
マルチ商法

学校、職場、SNSなどで、マルチ商法（連鎖販売取引）の勧誘を受けることがあります。そこでマルチ商法とはどのようなものか仕組みを知り、また契約をしてしまった時の対応策についても知っておきましょう。

マルチ商法って?

マルチ商法は、商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド方式に拡大させていく商法です。

実際は、販売の会員となっても販売効果を上げられず、借金が残って被害者となるだけでなく、自らが勧誘・販売することで加害者となり信用を失ったり被害を拡大させたりと、非常に問題の起こりやすい取引形態です。



対応策

マルチ商法では事業者は契約書を交付しなければなりません。契約書を受け取った日（組織から買った商品を売ることになっている場合は、商品を受け取った日と契約書を受け取った日の遅い方の日）から20日間はクーリング・オフすると、契約をなかったことにできます。

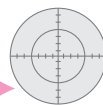
また、マルチ商法の契約をして、1年未満の人は購入して90日以内の未使用の商品は上限10%の違約金を支払うことで中途解約ができます。

- 利益を得るためには絶えず勧誘し続けなければならない上、高額な商品を販売するのは難しく、実際にもうかるのはごく一部の上位の人だけです。
- 友人を紹介してしまうと人間関係が壊れてしまうおそれがあります。
- 借金をしてまで契約するのは危険です。返済に困り多重債務に陥ることもあります。

ねらわれる、20歳過ぎ

未成年者（20歳未満の人）が親権者の同意を得ずに法的な効果を生ずる行為をしたときは、その行為は取り消すことができます。しかし、20歳になるとこの制度は使えません。

若者は社会的な経験が少なく悪質商法や詐欺に対する知識をあまり持っていないため、悪意を持った人たちからねらわれやすいのです。



「食の安全・安心わかやま」メールマガジン読者

募集中

食に関する様々な情報をお届けします。

- 食の安全安心に関する講習会等の案内
- 食品の検査結果や食中毒予防に関する情報
- 食中毒注意報（発令の都度） など

まぐまぐ 食の安全わかやま

検索



問い合わせ先

県庁 食品・生活衛生課 073-441-2622

健康寿命を延ばしましょう！

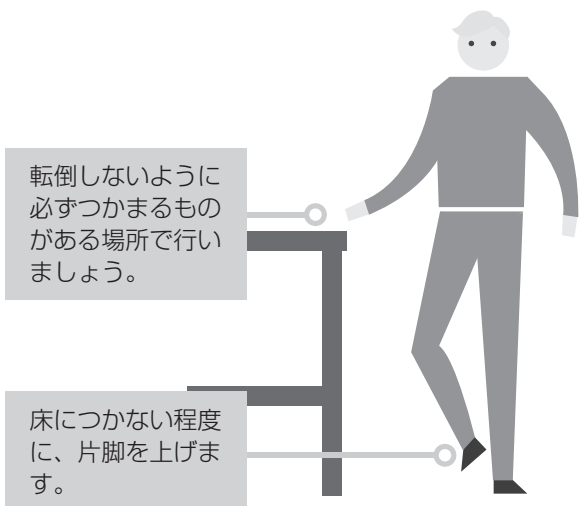
高齢になっても、いつまでも元気で楽しく生活したいものです。そこで、日本整形外科学会が提唱したロコモティブシンドロームとそれを防ぐための簡単な運動を紹介します。

ロコモティブシンドロームとは

ロコモティブシンドローム（略称：ロコモ）とは運動器の障害のために移動機能の低下をきたした状態をいいます。進行すると介護が必要となるリスクが高まります。主な原因には骨粗しょう症やリュウマチなどの運動器自体の疾患、加齢による運動機能の不全があります。

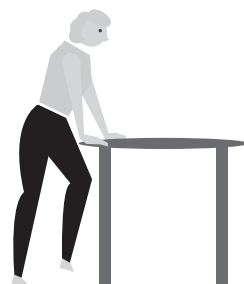
予防のためのロコトレ 2つの運動

ロコトレ① バランス能力をつけるロコトレ「片脚立ち」 左右1分間ずつ、1日3回行いましょう。



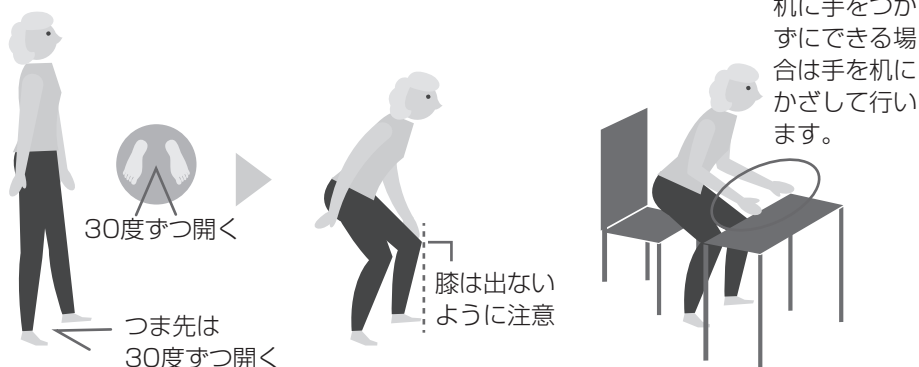
ポイント

- 姿勢をまっすぐにして行うようにしましょう。
- 支えが必要な人は、十分注意して、机に手や指をつけて行います。



指をついただけでもできる方は、机に指先をつけて行います。

ロコトレ② 下肢能力をつけるロコトレ「スクワット」 深呼吸をするペースで5～6回繰り返します。 1日3回行いましょう。



ポイント

- 動作の最中は息を止めないようにします。
- 膝に負担がかかり過ぎないように、膝は90度以上曲げないようにします。
- 太ももの前や後ろの筋肉にしっかり力が入っているか、意識しながらゆっくり行いましょう。
- 支えが必要な人は、十分注意して、机に手を付けて行います。

毎日の生活に10分体を動かすだけでロコモ予防に！

- エレベーターやエスカレーターではなく階段を使う
- 地域のスポーツイベントに参加する
- テレビを見ながら、ロコトレやストレッチ
- 休日には家族や友人と外出を楽しむ
- 近所の公園や運動施設を利用する
- 歩幅を広くして、速く歩く

出典 ロコモチャレンジ！推進協議会WEBサイト

●金融学習グループを募集しています！

仲の良いお友達同士の集まりやサークルなどで、くらしに身近な金融の知識や生活設計等をテーマに自主的に学習活動を行うグループを募集しています。当委員会では、金融広報アドバイザーを講師として派遣するほか、各種資料の提供や活動に必要な経費を一部補助するなど活動を支援します。詳細は、下記事務局へお気軽にお尋ねください。



- 人数は、原則として15名以上とします。
- 設定期間は、原則1年間（活動実績に応じて3年間まで延長可）
- 活動経費を一部補助（使途制限あり）
- カリキュラムの作成や学習の進行は、当委員会や金融広報アドバイザーがお手伝いします。



【テーマ例】

- ・ 子どもの健全育成と金銭教育
- ・ 無理なく無駄なく家計簿の見直し
- ・ 知っておきたい公的年金・保険制度
- ・ 親子で学ぶ おこづかいの使い方
- ・ ライフプラン（生活設計）の立て方
- ・ 生命保険の見直し方
- ・ 悪質商法の手口と対処法
- ・ 家計にやさしい省エネ節約術
- ・ 住宅ローンの基礎知識
- ・ クレジットカードの基礎知識
- ・ 多重債務に陥らないために
- ・ 金融商品の知識とリスク
- ・ 携帯電話・インターネットに潜む危険
- ・ 成年後見制度の仕組みと活用
- ・ 相続と遺言

和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
 TEL 073-426-0298 FAX 073-433-3904
<http://www.wakayama-kinkoui.jp/>

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
 ご相談・お問い合わせは
 お近くの市町村
 消費生活相談窓口か
 県消費生活センターへ
 （相談は無料です）

和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時
 （土・日・祝日、年末年始は休み）

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【開設時間】 午前10時～午後4時
 TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
 県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943

